



法隆寺(斑鳩町)

☀️ 法テラスなら ニュースレター

No.7

発行:日本司法支援センター 奈良地方事務所

新所長就任のご挨拶



相良 博美 所長

多田実所長に変わり、2010年4月に相良博美 弁護士が新所長に就任しました。

「歴史的」な政権交代から数か月が経ちました。でも、希望がちりばめられていたマニフェストとは裏腹に、国民生活はさらに厳しくなっています。新卒の大学生や高校生が就職できず、中高年の失業者があふれ、やむなく生活保護に頼らざるを得ない、それでも借金が増え自己破産に追い込まれる、そんな光景が日々絶えません。

一見、暴力やギャンブルが原因と思えた離婚も、よくよく突きつめてみれば失業や育児疲れが遠因だったり、生活不安が原因だったりします。

法テラスは、社会を変えることはできません。でも、生きることがつらいと感じている人々に多少なりとも手助けをすることはできます。職場での理不尽なあつかいに苦しんでいる人、借金に追われ明日の生活を描けない人、夫婦間のいさかいで疲れた人、どんなトラブルでも法テラスに一度声をかけてみてください。明日を幸せに生きるきっかけをつかめるかも知れません。

お知らせ

▶ 出張説明会のご案内

無料

法テラスでは、関係機関・団体等に対する業務説明・講演活動を行っています。

「法テラスの事業内容や具体的な活動を知りたい!!!」
「法テラスと連携を深めたい!!!」

とお考えの機関・団体の方は、ぜひお声をおかけください!!
また、研修等の機会にこの説明会をぜひご利用ください。
日程等打合せのうえで、会場へお伺いします。

人数などの規模は問いません。すべて無料です。

お問合せは、法テラス奈良[0503383-5450]まで



▶ リーフレットの無料配布

無料

法テラスでは、業務内容の紹介や法制度紹介の各種リーフレットを作成しています。ご活用いただくために無料で配布しておりますので、必要部数と必要リーフレットをご連絡ください。

お問合せは、法テラス奈良[0503383-5450]まで

リーフレットはホームページからご覧いただけます。

http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kankoubutsu/



▶ 法テラスサポーターズクラブのご案内

サポーターズクラブとは

法テラス・サポーターズクラブは、法テラスの周知活動と寄附にご協力いただく応援組織です。

“法テラスを応援したい”
“法テラスをもっとたくさんの人に知ってもらいたい”

という方ならどなたでもご入会いただけます。

※ 入会いただくとメンバーズカードとピンバッジを差し上げます。



寄附へのご協力

1口 1,000円(何口でも)

いただいた寄附は、法テラスが行う公益性の高い各種の業務や広報活動に利用させていただきます。

【お問合せ先】

法テラス本部総務課
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
Tel:0503383-5333 受付時間 平日9時~18時



業務案内 と 2009(平成21)年度の業務実績

法テラスは、「国民に身近で、早くて、頼りがいのある司法」を目指す司法制度改革の柱として、総合法律事務所支援法に基づき、政府全額出資で設立された法人です。(設立:2006(平成18)年)ここでは主な5つの業務の案内と各業務の昨年度(2009(平成21)年度)の業務実績をご紹介します。

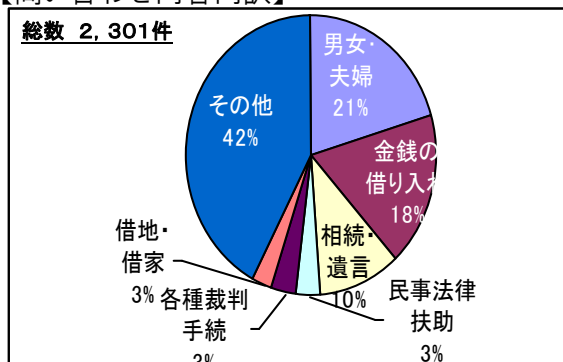
主な業務

- 情報提供
- 民事法律扶助
- 犯罪被害者支援
- 国選弁護等
- 司法過疎対策

情報提供

利用者からの問合せ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法テラスで適切な相談窓口をご紹介しますので、利用者をたらい回しにすることなく効率的に窓口へご案内することができます。

【問い合わせ内容内訳】



利用者 → 問い合わせ情報検索

電話でのご案内

★ 法テラス奈良
050 0503383-5450
平日 9:00~12:00 / 13:00~16:00

★ コールセンター
おなやみなし
0570-078374
平日 9:00~21:00 / 土曜 9:00~17:00

面談でのご案内

法テラス奈良の他お近くの法テラスでご利用いただけます。
★ 法テラス奈良 (所在地: 奈良市)
平日 9:00~12:00 / 13:00~16:00

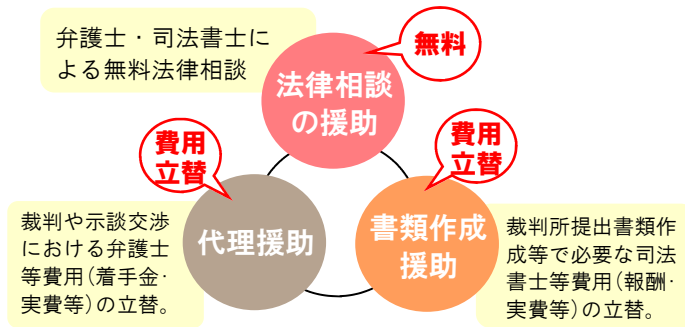
平日5時以降・土日も営業中!

民事法律扶助

経済的にお困りの方で、法律相談の必要のある方には無料で法律相談(法律相談援助)を実施します。

法律相談援助は、法テラスの事務所のほか、法テラスに登録した弁護士・司法書士の事務所でも実施しています。

法律相談の結果、裁判や調停、交渉などの弁護士等の代理が必要な場合や、本人で裁判を起こす場合で裁判所提出書類の作成が必要な場合は、審査の上、その費用の立替(無利子)を行います。(代理援助・書類作成援助)。



利用の条件

- A 収入等が一定額以下であること**
夫婦間の紛争の場合を除き、配偶者に収入または資産を加算した金額で判断します。
- a. 月収が一定額以下であること**
同居の家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額との合計額が【表1】の基準であることが必要です。
- b. 保有資産が一定額以下であること**
現金、預貯金、有価証券、不動産などの保有資産の価値を合計して(法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計)、【表1】の基準であるかどうかで判断します。
- B 勝訴見込みがないとはいえないこと**
和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがある者、自己破産の免責見込みがあるものなどを含みます。
- C 民事法律扶助の趣旨に適すること**
報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

【表1】

	単身者	2人家族	3人家族	4人家族
月収	182,000円以下	251,000円以下	272,000円以下	299,000円以下
資産	180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

▶ 手続の流れ

① 無料法律相談

代理援助や書類作成援助の申込みの方にもまず法律相談をうけていただきます。左下の基準 (A)・(C) を満たす場合に無料で相談いただけます。



※法律相談で問題が解決した場合は右の手順には進みません。

② 審査

審査において左下の基準 (A)・(B)・(C) を満たす必要があります。申込みの際には収入証明書(給与明細等)、住民票、事件に関する書類などを提出していただきます。

③ 援助開始決定

援助開始決定を受けると、弁護士等の費用を立替えます。立替えた費用については、原則として援助開始決定直後から毎月分割でご返済(償還)いただきます。

立替金返済(償還)の開始

④ 事件終了

事件の結果を考慮し、審査の上、弁護士等の報酬金とその返済方法を決定します。

完済

※ 収入等が増減した場合は、返済月額の変更や猶予の制度もあります。



伊勢神宮

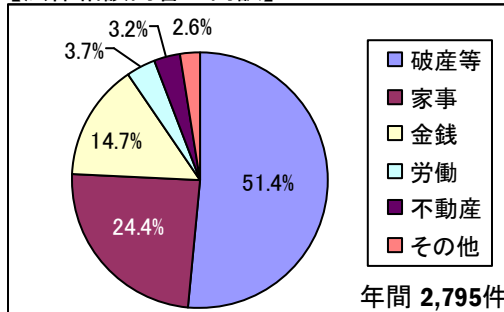
▶ 利用状況

援助開始決定件数(グラフ①)は前年度比7%の増加となっています。(2008年度は前年度比17%増)。利用する手続は「自己破産」が最も多く、次いで「任意整理」、「離婚等請求」となっています。

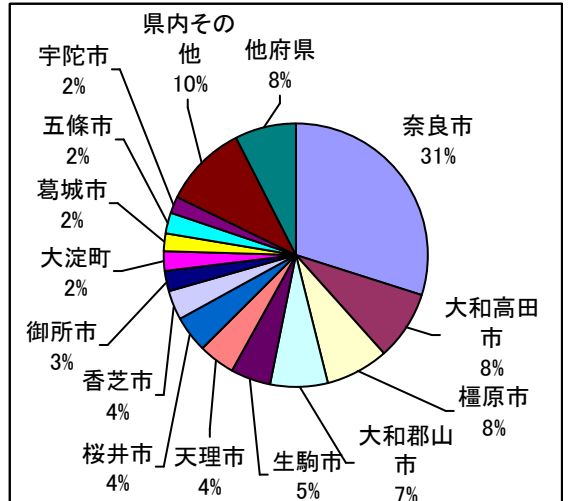
法律相談援助の利用も年々増加する傾向にあります。法律相談内容の内訳は2008年度とほぼ同じ傾向です。法律相談内容は「破産等」の相談が全体の50%を占めています。

法律相談者の居住地では2008年度と比べると奈良市や生駒市、香芝市などに在住の方からの利用が増加しています。

【法律相談内容の内訳】



【相談者の居住地】



法律相談援助(無料相談)のご案内

会場① : **法テラス奈良(所在地:奈良市)**
毎週:月・水・金(午後1時~4時まで)

会場② : **奈良弁護士会館(所在地:奈良市)**
毎週:火・木(午後1時~4時まで)

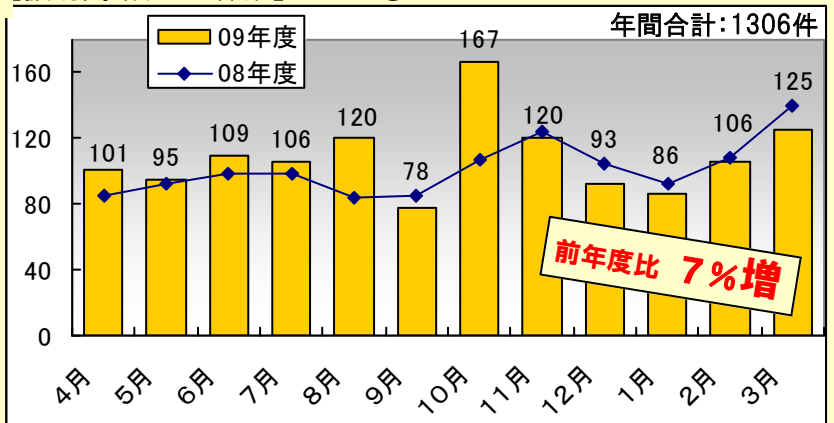
会場③ : **契約弁護士・司法書士事務所(所在地:県内各地)**
随時(各弁護士・司法書士事務所へお問合せください)

※法テラス奈良では契約弁護士事務所での相談予約(奈良弁護士会受付)の代行も行っています。

【予約受付】: 法テラス奈良[0503383-5450(IP電話)]



【援助開始決定 件数】 グラフ①



犯罪被害者支援

犯罪被害者支援に関する制度や相談窓口のご案内をはじめ、一定の要件に該当する方へは弁護士費用の援助制度のご案内します。

支援情報の提供

相談窓口の案内、利用できる法制度など、犯罪被害者支援に関する情報を無料で提供します。

弁護士の紹介

法律専門家の力が必要な場合は、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介します。

【弁護士紹介件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	0	1	1	1	0	1	0	0	1	0	1	1	7

経済的援助制度の利用

※経済的援助を受けるためには、資産などの一定の要件を満たす必要があります。

民事法律扶助制度

損害賠償や保護命令(DV)の申立など、民事裁判等の手続を希望する被害者の方に、弁護士費用等の立替を行います。

被害者参加人のための国選弁護制度

殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷などの判事あとの被害者等のために、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知します。

日弁連委託法律援助

殺人、傷害、性犯罪、ストーカーなどの犯罪にあった方、虐待、体罰、いじめを受けている未成年者に、刑事裁判や行政手続に関する弁護士費用等を援助します。

司法過疎対策

弁護士が都市部に集中し、法的とラブルに巻き込まれても近くに弁護士がいないか、きわめて少ない地域に住んでいるため、弁護士に依頼することができない、いわゆる「司法過疎」の問題解決の担い手となるのが「常勤弁護士※1(スタッフ弁護士)」です。

奈良県内では南和地域に「法テラス南和法律事務所」を設置しています。

※1 法テラスの設置した事務所勤務する弁護士。

法テラス南和

〒638-0821

吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4階
(近鉄吉野線「下市口」駅徒歩10分)

TEL 0503383-0025 (IP電話)

国選弁護等関連

経済的な事情により弁護士に依頼ができない刑事手続における被疑者、被告人もしくは少年に対して、国費による弁護士・付添人の候補者を裁判所へ通知しています。その他、国選弁護人等の弁護士費用等の算定、支払いに関する事務も取り扱っています。

【候補者指名通知件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
被疑者	2	50	75	51	68	60	84	64	48	64	79	60	705
被告人	20	53	16	19	8	17	26	8	9	15	14	12	217
付添人	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	4	0	7

「法テラス白書」のご案内

法テラス開業以来の経年変化を含めたこれまでの活動や現在の活動についてわかりやすく掲載しています。法テラスホームページからもご覧いただけます。

http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kankoubutsu/



<http://www.houterasu.or.jp/nara>



日本司法支援センター 奈良地方事務所

法テラスは国が設立した公的な法人です。

〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階

TEL 0503383-5450 (IP電話)

FAX 0742-24-3213

受付時間：平日(9:00~17:00)



近鉄高天ビル